附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の火薬類取締法施行規則（次項において「旧規則」という。）第十五条第一項の表(1)から(7)までに掲げる都道府県知事が指示する安全な場所に貯蔵する者で、当該場所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあるものは、この省令による改正後の火薬類取締法施行規則（次項において「新規則」という。）第十五条第一項の表(1)から(7)までに掲げる指定都市の長が指示する安全な場所に貯蔵する者とみなす。

3　この省令の施行前に旧規則第八十一条の十四の規定により都道府県知事に対し提出をしなければならない事項についてその提出がされていないもので、この省令の施行の日以後新規則第八十一条の十四の規定により指定都市の長に対して行うべきこととなるものは、この省令の施行の日以後においては、当該指定都市の長に対して提出をしなければならない事項についてその提出がされていないものとみなす。

告示

○総務省告示第十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項第三号に掲げる者のうち、元売業者として指定した次の元売業者の指定を取り消したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月二十五日　　総務大臣　山本　早苗

名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
EMGマーケティング合同会社	東京都港区港南一丁目八番十五号	平成二十九年一月二十五日

○法務省告示第三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十五日　　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社二ノ宮製作所	埼玉県秩父郡皆野町大字大渕二百八十四番地	塗装

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社蓮沼塗装工業所	埼玉県加須市内田ケ谷三百九十二番地一	塗装

○法務省告示第四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十五日　　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社フジコー	兵庫県伊丹市行基町一丁目五番地	カーペット製造

○法務省告示第四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年十一月六日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十五日　　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社北都	新潟県新潟市江南区木津工業団地四番一号	印刷

○法務省告示第四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月三日法務省告示第九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十五日　　法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社観光ホテル淡州	兵庫県洲本市海岸通一丁目七番二号	ホテル業務

○法務省告示第四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十五日　　法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

有限会社愛孝工業	愛知県江南市村久野町門弟山七十五番地	溶接

○法務省告示第四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十五日　　法務大臣　金田　勝年

第三号中「平成二十六年二月二十日」を「平成二十九年二月二十日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年二月二十日から施行する。

○法務省告示第四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十五日　　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社ミート・コンパニオン	東京都立川市富士見町六丁目六十五番九号	惣菜製造業

○外務省告示第二十六号

ガーナ共和国政府は、「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」の加入書を平成二十八年十一月四日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年二月十日にガーナ共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年十一月十日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十九年一月二十五日　　外務大臣　岸田　文雄